

## 税の更正に伴う 2023 年度適格認定（家計）結果の再判定申請要領

### 1. 再判定の手続きについて

- ・2023 年度適格認定（家計）による支援区分の見直しでは、マイナンバー等により市区町村役場から取得した奨学生本人及び生計維持者全員の 2023 年度（2022 年 1 月～12 月分）の住民税情報を基に判定しております。税の更正請求等により奨学生本人または生計維持者の住民税情報に変更が生じた場合は、支援区分の再判定を日本学生支援機構へ申請する事ができます。

### 2. 再判定対象者

- ・税の更正請求等により、2023 年度（2022 年 1 月～12 月分）住民税情報に変更が生じた奨学生及び生計維持者
- ※この手続きは、2023 年度適格認定（家計）の結果の再判定のみを対象としています。そのため、給付奨学金の採用結果や家計急変採用、貸与奨学金の採用結果の再判定については、本手続きで申請することはできませんので、奨学金相談センター（0570-666-301 平日 9 時～20 時）へご連絡ください。

### 3. 提出書類

- ・次の①及び②を本機構までご提出ください。
- ①「日本学生支援機構奨学金の選考等に係る再判定申請書」  
※ 記入にあたっては別紙の「記入例」を参照してください。  
※必ず奨学生番号を記入してください。
- ②該当者の「2023 年度（令和 5 年度）課税証明書」（コピー可。以下「課税証明書」という。）  
（市区町村役場によっては「所得証明書」、非課税の場合は「非課税証明書」。）

#### 【添付する「課税証明書」について】

- ※課税証明書は更正後の内容が反映されているものを取得してください。
- ※本機構は提出された課税証明書により再判定を行います。課税証明書に必要な情報が記載されていない場合があるため、マイナンバーの利用により情報を取得することがあります。取得していただく「課税証明書」には次の項目の記載が必要です。「課税証明書」の書式は、市区町村役場により異なることがあり、以下の項目が存在しない場合や名称が異なる場合があります。市区町村役場には、以下の項目の記載があるものを作成依頼してください。

#### 【課税証明書に記載の必要な項目】

- ①課税標準額、②市町村民税調整控除額、③市町村民税税額調整額、④扶養親族数及びその内訳、  
⑤控除等に係る本人該当区分、⑥合計所得金額、⑦総所得金額等

- ※税の更正を行った年度において生活保護を受給していた場合は「税額控除前所得割額」が必要となりますが、課税証明書に記載がない場合は、マイナンバーの利用により情報を取得することがあります。
- ※上記②から⑤までについて「課税証明書」に記載がない場合は、それぞれないものとして再判定いたします。
- ※扶養を一方の生計維持者からもう一方の生計維持者に付け替えた際は、生計維持者両方の住民税情報に変更が生じるため、両者の課税証明書を提出する必要があります。
- ※「課税証明書」の見方については以下をご参照ください。

#### [「課税証明書」の見方](#)

- ※提出された書類等は返却いたしかねますのでご承知おきください。

#### 4. 申請時期

・税務署から「更正決定通知」を受け取った後、またはマイナンバーで取得できる住民税情報が修正されている事を市区町村役場に確認してから申請してください。

※本機構に提出する「課税証明書」の内容が、マイナンバーで取得できる住民税情報に反映されている事を市区町村役場にご確認ください。

※住民税情報に変更がない場合、判定結果は変わりません。

#### 5. 再判定結果について

・再判定により変更が決定した場合は、該当期間について遡って適用します。

・再判定の結果は学校を通じて文書によりお知らせいたします。

※再判定については、申請書類の受付から一定の期間（2～3か月程度）を要しますので、提出書類のご用意ができ次第お早目にご提出してください。

#### 6. 留意事項

・奨学生番号がわからない場合は、奨学生証でご確認ください。確認できない場合は学校にご確認ください。

・住民税情報が修正された上で再判定を行っても、修正内容によっては同一区分となり、支援区分が変わらない場合があります。

・給付奨学金とあわせて「授業料減免」を受けている場合、再判定の結果、給付奨学金の支援区分が変わると「授業料減免」の金額にも影響が出る可能性があります。「授業料減免」の手続きは本機構ではなく、学校で行いますので、学校に給付奨学金の再判定を申請する旨をお伝えください。

・給付奨学金と第一種奨学金を受けられている方で、再判定の結果、給付奨学金の支援区分が遡って変更になった場合、月額調整により第一種奨学金の返金が必要になる場合があります。第一種奨学金の月額調整については以下をご確認ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_lshu/kingaku/2019ikou.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_lshu/kingaku/2019ikou.html)

・2023年度（2022年1月～12月分）以外の年度についても税の更正請求等を行っている場合で、今回の2023年度適格認定とあわせて再判定を希望する場合は、下表の「所得等に変更が生じた年」を確認の上、市区町村役場で該当する年度の「課税証明書」を取得して提出してください。提出された「課税証明書」の該当期間について再判定を行います。

所得等に変更が生じた年	添付する課税証明書の年度	再判定の対象となる支援区分の適用期間（※）
2018（平成30）年1月～12月分	2019（令和元）年度	2019年10月～2020年9月
2019（平成31/令和元）年1月～12月分	2020（令和2）年度	2020年10月～2021年9月
2020（令和2）年1月～12月	2021（令和3）年度	2021年10月～2022年9月
2021（令和3）年1月～12月分	2022（令和4）年度	2022年10月～2023年9月
2022（令和4）年1月～12月分	2023（令和5）年度	2023年10月～2024年9月

※採用年月や貸与終了年月により、適用期間が一部期間となる場合があります。

（例）適用期間が2022年10月～2023年9月の場合

・貸与終了年月が2023年3月の場合は、適用期間が2022年10月～2023年3月

・採用年月が2023年4月の場合は、適用期間が2023年4月～2023年9月

・万一虚偽の申告が判明した際は、支給済みの給付奨学金を最大4割増で返金しなければならない場合があります

## 7. 提出先

〒104-8173 東京都中央区銀座6丁目18番2号

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 貸与・給付総務課

(簡易書留等、記録が残る方法により提出願います)